

二見中学校のきまり

1. 服装

(1) 制服 ※衣替えは設定しない

【トップス】

- ・学校指定のブレザー。
- ・白色無地、襟はレギュラーカラーのカッターシャツまたはポロシャツに、学校指定のネクタイまたはリボン。ブレザーを着用しない場合は、ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。
- ・カッターシャツ・ポロシャツの裾はボトムス・スカートの中に入れる。
- ・冬季は、派手でない色（単色）で無地のセーターをブレザーの下に着用可（カーディガン不可）。ただし、ブレザーを着用せず、セーターのみは認めない。

【ボトムス・スカート】

- ・学校指定のスラックス、スカート、キュロットパンツのいずれか。
- ・スラックスの場合はベルト着用。ベルトはビニール製か皮製で、色は黒・紺・茶。
- ・スカートは裾が膝頭を覆う程度の長さ。

※令和7年度終了時点で新制服への移行完了とし、それまでは旧制服の着用を認める。

【旧制服スラックスタイプ】

- ・学校指定の黒の詰襟学生服、白色無地、襟はレギュラーカラーのカッターシャツまたはポロシャツ、スラックス。
- ・ベルトはビニール製か皮製。色は黒・紺・茶。

【旧制服スカートタイプ】

- ・学校指定のブレザー、白色無地、襟はレギュラーカラーのカッターシャツまたはポロシャツ、えんじの棒タイ、スカート。
- ・ブレザーを着用しない場合、棒タイは着用しなくてもよい。
- ・スカートは裾が膝頭を覆う程度の長さ。

(2) シューズ類

- ① 登下校用のシューズは、運動に適したもの。ただし、ハイカットは認めない。色の制限はなし。必ず記名すること。
- ② 校内用スリッパ・体育館シューズは、学校指定のもの。スリッパは甲と踵に、体育館シューズは踵に、必ず記名をすること。

(3) その他

- ① 体育の授業または体育的行事以外は制服着用とする。
ただし、登下校時に雨天の場合は、登下校時のみ体操服でもよい。また、部活動の早朝練習への登校時や放課後練習後の下校時は、練習着でもよい。
- ② 校内でのみ名札着用とする。学年により赤、黄緑、青のいずれかとする。
- ③ 靴下は、白・黒・紺・茶・グレーの無地、またはワンポイント（ルーズソックス不可）。
冬季は、黒・紺・ベージュの無地のストッキング・タイツ・スパッツ・レギンスの着用を認める（制服・体操服ともに可）。
- ④ 登下校時のみ手袋（5本指）・学校指定のウインドブレーカーの着用可。マフラーは認めないが、ネックウォーマーのみ認める（色はセーターに準ずる）。
- ⑤ ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪などの装飾品の着用禁止。

2. 頭髪

- (1) 自然な髪型で、必要以上の編みこみをしない。後ろ髪が襟を超える場合は安全面等に考慮し、教科によっては担当の指示に従い後ろで束ねる。髪を束ねる場合は、派手でない色（単色）で装飾品のないゴムで束ねる。また、安全面に配慮した上で派手でない色のピンの使用を認める。
- (2) 脱色・染毛・パーマ・剃り込み・エクステおよび整髪料・化粧品等の使用は禁止。

(3) 眉毛は必要以上さわらない。

3. 通学用かばん

(1) 通学用かばんは、学校指定のものとする。

(2) スポーツバッグ（2つ目のバッグ）を使用する場合の色は派手でない色。持つところがショルダーのみのものは認めない。ただし、荷物が多く通学用かばんとスポーツバッグに入らない場合は、ナイロン袋等の使用も認める。

(3) かばんには目印としてのキーホルダーを2つまでつけることを認める。ただし、登下校の際など、安全面に十分配慮すること。

4. 自転車通学

(1) 自転車通学が許可された生徒（全区域、自転車通学可能）

※自転車通学が許可される条件

① 自転車は自転車点検（年1回）に合格したもの。

② 許可された自転車には名前（イニシャル可）を表示し、後輪カバーに許可シールを貼る。

③ 必ずヘルメットを着用し、あごひもを締める。

④ 必ず1列で原則左側を通行する。

⑤ 雨天時にはカッパを着用する（カッパの指定はなし）。

⑥ 夕暮れ・夜間には必ずライトをつける。

(2) 自転車の鍵は必ず抜くこと。抜き忘れた場合は、昼休みまでに抜きに行くこと。

※昼休みの生活委員会の点検で抜き忘れがあった場合、鍵は生活委員担当が預かる。

※自転車の鍵には、目印としてキーホルダー等をつけておくこと。ただし、安全面に十分配慮すること。

(3) 交通ルールを守らなかった場合の反省規定

道路交通法違反（並列走行・信号無視・二人乗り・傘差し運転 等）・ヘルメット無着用・あごひものゆるみ・日没後無灯運転 等 → 厳重注意の上、場合によっては自転車通学禁止

5. その他

(1) 登校は8：20とし、チャイムが鳴り終わる時点で着席していない者を遅刻とする。

(2) 不必要な金銭・物品を持ってこない。持ってきた場合は学校で預かり、原則保護者が学校まで取りに来てもらう。

(3) 生徒間の金銭の貸借、物品の売買は禁止。

(4) 登下校時の買い物（買い食い等）は禁止。休みの日の部活動も同様。

※すべての項目において、特別な事情がある場合は協議の上許可する。

令和5年9月改定

生徒心得

(1) 危険なことや変わったことがあったら学校に連絡する。（二見中学校 42-1118）

(2) パソコンやスマートフォンなどの使用において、個人情報を書き込みや誹謗中傷行為、SNS（LINE・インスタグラムなど）やゲームサイトなどで誤った利用をしない。

(3) 娯楽施設（ゲームセンター・コーナー、カラオケボックス、ネットカフェなど）への出入りは、保護者同伴でなければならない。

(4) 有害玩具の使用や危険を伴う遊びをしない。危険な場所や立ち入り禁止区域に入らない。

(5) 放課後や休日に来校する場合は、制服か体操服で来ること。